

モニタリング

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	政府調達に係る苦情処理	担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	政府調達苦情申立てに対して適切に対応する。	事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

数字に を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
①	紛争当事者が裁判所に提起した訴訟のうち、当該訴訟の確定判決の中で、委員会の協定違反の解釈について、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	0件	令和3年度	0件	令和4年度	(申立て0件)	0件 (申立て1件)	0件 (申立て1件)	(申立て0件)	0件 (申立て1件)	政府調達苦情検討委員会の役割は「協定違反があるかどうか」という観点から適切な判断を行うことにあり、紛争当事者が裁判所に訴訟を提起した場合、当該訴訟の確定判決の中で、委員会の協定違反の解釈について、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下されたかが重要となるため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 苦情処理件数	0件	1件	1件	0件	1件	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和4年度行政 事業レビュー事 業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1 政府調達苦情処理の推 進に必要な経費 (平成8年度)	0011	3	2	2	2	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。
		0.6	0.3	0		
計		3	2	2	2	
		0.6	0.3	0		